

ドイツ弁護士事情

日本弁護士連合会国際室幹事 矢吹 公敏 *Yabuki, Kimitoshi*

本年9月23日にベルリンに所在するドイツ連邦弁護士会本部を日弁連代表団が訪問し、意見交換した。本稿は、その際聞き取りをした結果およびDr. Matthias Kilian 著「Developments in the German Legal Profession 2000-2004」(Documentation Centre for the Law of the Legal Profession in Europe)をもとに、ドイツの弁護士事情を報告するものである。

ドイツ連邦弁護士会は、各地方弁護士会を会員とする連邦弁護士会で、個人の弁護士は会員となっていない点で日本弁護士連合会と異なるが、強制加入団体である地方弁護士会が会員であることから、弁護士全体の利益を代表する団体として考えてよいと思われる。ドイツには他に個人を会員とする弁護士の任意団体であるドイツ弁護士会がある。

1. 弁護士を取り巻く状況

ドイツの弁護士数は約13万6,000人、1990年から2倍以上のスピードで増加している。そのうち、女性の弁護士は約28%である。弁護士間の競争は激しく、統計情報によると社会での弁護士への信頼度も低下しているということであった。

隣接業種では、税理士6万5,000人、弁理士1,800人、社会保険労務士250人、公証人1万人がいるが、弁護士職の拡大や弁護士の専門化・専門認定に伴い、例えば、社会保障法や労働法の専門弁護士が社会保険労務士の職域に進出し始めている。

ヨーロッパでは、特に政府に、弁護士職に競争の概念を導入する機運がある。例えば、弁護士の最低報酬規程や広告規制の撤廃を求めており、さらに法律サービスの独占そのものを批判している。EU委員会は、各国で法律による独占があっても、域内の法律サービスに影響があるとして各国の政府および弁護士会に対して撤廃を求めている。ドイツでも2004年7月に報酬に関する法律が施行され、規制緩和が図られた。また、同年4月には事務所名称を弁護士名に限っていた規則が撤廃された。

2. 専門認定制度

各州(20州)の弁護士会は、弁護士の専門制度を採用し、試験と経験(5年など)で専門を認定し、継続のためには継続教育を受けなければならない。これは、13の分野におよび、税法、労働法、社会法、行政法、建築法、刑法、家族法、相続法、倒産法、不動産法、交通関係法、保険法、運送法などである。これは、市場で弁護士が顧客獲得をするためのもので、約1万6,000人から1万7,000人が専門認定を受けている。企業関係法がないのは、M&Aなどは企業が専門家を独自に選定するので、弁護士会が専門認定する需要がないからであるとのことであった。

3. 外弁の受け入れ

外弁制度は、EU域内の弁護士が相互に容易に認定する制度が採用されている。域外の弁護士が外国法弁護士として制度化されており、ドイツでも3年の経験があれば、原資格法についての助言をする資格が与えられる(GATS加盟国と非加盟国で相互主義の取り扱いに差がある)。外国の弁護士で登録している者は397人(2004年1月1日)である。

4. 弁護士報酬

弁護士費用は、訴訟については連邦法で定める報酬規程にしたがった弁護士費用の敗訴者負担制度があり、弁護士会で設定した訴訟事件に関する報酬については敗訴者に負担させることができる。敗訴者負担についてはそのための保険制度もあり、負担能力のない者については法律扶助制度も利用できる。現在、裁判外の弁護士報酬については、そのような報酬に関する規制はない。

ドイツの弁護士会の費用も高いが、その他に弁護士責任賠償保険への加入が義務付けられている。

5. マネーロンダリング規制

1992年のEU指令で弁護士にもマネーロンダリング規制が適用されるようになった。これには、本人確認(依頼者の識別義務)、記録保存(6年)および疑わしい取引の報告の義務が含まれている。ドイツでも、マネーロンダリングに関する法律(2002年法)が制定された。弁護士のほか、税理士にも同様の義務が課せられているが、税法違反は規制の対象から除外されている。

疑わしい取引の報告の義務については、助言業務および代理業務に関して取得した情報には及ばない(守秘義務の関係)。依頼者が弁護士の助言を資金洗浄のために利用する意図があることを知った場合(資金洗浄の方法を法律的に助言する場合など)に報告することが必要である。弁護士が資金洗浄の実際に関与するところまでいくと、もちろん共犯として罰せられる。それ以外に、届出を怠ったことに対する刑罰はないし、また弁護士会の懲戒の対象にもならない。

法律が制定されて以降2年半の間に11件の報告がなされ、それらは連邦弁護士会にも報告された。11件のなかには、通知しないと刑罰があるとおそれて通知する必要がないのに通知してきたものもある。連邦弁護士会は、11件のうちの一部について意見を提出した。

6. ロビー活動

連邦弁護士会は、ブラッセルに弁護士2名を常駐させて、ロビー活動をしている。これには、弁護士会の規制撤廃、マネーロンダリング規制、外弁制度などが含まれる。